入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政 機関の休日)を除く、午前9時から午後6時(電子入札の場合)。又は、午前8時30分から午後 5時15分(紙入札の場合(下記4.(1)の担当部局の受付時間))とする。ただし、申請期限等の 最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表1のとおりとする。

令和2年7月7日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局

盛岡営繕事務所長 平賀 和紀

1. 工事概要

- (1) 工事名 秋田県警察学校・機動隊(20)道場その他電気設備工事 (電子入札対象案件及び電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 秋田県秋田市新屋勝平台9-1、9-2
- (3) 建物概要 1) 道場 鉄筋コンクリート造 地上3階 1,340.08m²
 - 2)渡り廊下(1) 鉄骨造 平屋建 97.18m²
 - 3) 渡り廊下(2) 鉄骨造 平屋建 47.46m²
 - 4) 模擬家屋 木造(CLTパネル構造) 2階建 67.32m²
 - 5) 警察学校本館 鉄筋コンクリート造 2階建 892.76㎡
 - 6) 第1 電気室 コンクリートブロック造 平屋建 24.87 m²
 - 7) 第2 電気室 コンクリートブロック造 平屋建 17.51 m²
 - 8)機動隊庁舎 鉄筋コンクリート造 2階建 1,083.05m²
 - 9) 既存道場 鉄筋コンクリート造 2階建 615.33 m²
 - ※2)、8)は〈秋田県警察機動隊(国有)〉、それ以外は 〈秋田県警察学校(国有)〉とする。
- (4) 工事内容 本工事は、上記(3)の建物における電気設備工事を施工するものである。

備

1)道場	電灯設備、動力設備、発電設備、構内情報通信網設備、	
	構内交換設備、拡声設備、誘導支援設備、火災報知器設	
	備新設一式	
2) 渡り廊下(1)	電灯設備、拡声設備 、火災報知設備 新設一式	
3)渡り廊下(2)	電灯設備、動力設備、発電設備、構内情報通信網設備、	
	構内交換設備、誘導支援設備、拡声設備、火災報知器設	

新設一式

4) \$	模擬家屋	電灯設備	新設一式
5)	警察学校本館	動力設備、構内情報通信網設備、構内交換設備	f、拡声設
		備、誘導支援設備、火災報知器設備	改設一式
		発電設備(太陽光発電設備)、情報表示設備	新設一式
6)	第1電気室	電灯設備、動力設備、受変電設備	改設一式
		発電設備(太陽光発電設備)	新設一式
7)	第2電気室	受変電設備	改設一式
8)柞	機動隊庁舎	電灯設備	改設一式
9)	既存道場	動力設備	改設一式
10))屋外	構内配電線路、構内通信線路	改設一式

(5) 工 期 契約締結日の翌日から

令和3年2月26日まで — (I)工事 令和4年2月28日まで — (Ⅱ)工事

(I)工事:模擬家屋、第2電気室、及びその間の構内配電線路

(Ⅱ)工事:上記以外の全ての工事

(6) 工事実施形態

本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

- 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式 (施工能力評価型(Ⅱ型))の適用工事である。
- ② 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- ③ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者 を専任で補助する技術者(以下「専任補助者」という。)を配置する場合に、主任技術者又 は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価する試行工事である。
- ④ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設
 業者が近接した場所(相互の間隔が10km程度)において施工するものについては、同一の専
 任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- ⑤ 本工事は、入札書と競争参加資格確認資料の提出を同時に行う工事である。
- ⑥ 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発 注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活 用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が 生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を 行うことができる。
- ⑦ 本工事は、次の(7)(イ)に示す工事(以下「評価対象工事」という。)の工事成績評定点を 競争参加資格や評価対象とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。
 (4) 本地は本軟体目の発行した工事(旧地本体部目は 6.2....)
 - (ア)東北地方整備局の発注した工事(旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。)
 - (
 们工事成績相互利用登録機関が発注した工事
- ⑧ 本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる 場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事であ る。
- ⑨ 本工事は、受注者の意思で4週8休以上の現場閉所を選択できる、週休2日制を推進する

工事である。

⑩ 本工事は、令和元年度内に新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う一時中止措置を行い、 かつ令和2年4月1日から令和2年6月30日までに完成した工事について、競争参加資格 要件及び総合評価項目の特例として認める工事である。

特例措置の対象となる競争参加資格要件は、下記2.(4)、(5)②及び(11)とし、総合評価 項目は、入札説明書のとおりとする。

なお、特例措置を受ける場合は、以下の(ア)又は(イ)の書類を競争参加資格確認資料と同時 に提出すること。

- (ア) 大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設 部の発注した工事(いずれも港湾空港関係を除く)については、最終契約書の写し。
- (イ) (ア)以外の工事については、最終契約書の写しと一時中止通知書等の写し(中止理由が 記載されているものに限る)。
- (7) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札 システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えること ができるものとする。
- (8) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者で あること。
- (2) 東北地方整備局における電気設備工事に係るA又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手 続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成17年4月1日以降に、発注者から直接請け負った者(以下「元請け」という。)として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。また、①(7)から(ウ)については、同一建物の施工実績とする。

なお、上記1.(6)⑩の特例を受ける場合は、上記1.(6)⑪(7)又は(イ)に定める書類を提出 すること。

- 下記の建物の電気設備工事の新設工事
 - (ア) 建物用途 下記以外の建物

独立住宅、集合住宅(寮、宿舎を含む。)、倉庫、車庫、工場

- (イ) 建物規模 延べ面積 1000 m 以上(増築にあたっては、増築部分の面積)
- (ウ) 工事種目 電灯設備(システム一式を施工していること。)
 - 1)システム一式とは、機器、機材及び配線等で構成し、試験及び調整を含んだ工事を いう。
 - 2) 当該設備が複数の棟に分かれていても、工事種目の設備システムが一体であればそ れら複数の棟を合わせたものを同一の建物とみなす。
- ② 当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止 を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満 のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日までに工事 成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績 が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事 の施工実績に限り参加資格を認める。

- ③ 経常建設共同企業体(甲型)にあっては、構成員のうちいずれか1社が、上記①及び②の要 件を満たしていること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否 は関係法令による。
 - ① 電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 平成17年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(7)及び(4)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)。ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。また、(7)(a)から(c)については、同一建物の施工経験とする。

ただし、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者の下記(ア)の施工経験は、 (ウ)に掲げる施工経験(以下「代要件」という。)に代えることができる。

なお、上記1.(6)⑩の特例を受ける場合は、上記1.(6)⑪(7)又は(イ)に定める書類を提出 すること。

- (ア) 下記の建物の電気設備工事の新設工事
 - (a) 建物用途 下記以外の建物

独立住宅、集合住宅(寮、宿舎を含む。)、倉庫、車庫、工場

- (b) 建物規模 延べ面積 500 m 以上(増築にあたっては、増築部分の面積)
- (c) 工事種目 電灯設備(システム一式を施工していること。)
 - 1)システム一式とは、機器、機材及び配線等で構成し、試験及び調整を含んだ 工事をいう。
 - 2) 当該設備が複数の棟に分かれていても、工事種目の設備システムが一体であ ればそれら複数の棟を合わせたものを同一の建物とみなす。
- (イ) 当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未 満のものではないこと。

ただし、確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施 工経験を提出する場合は、上記(イ)「当該施工経験が適切なものであること。」を満たす とともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。 (ウ)専任補助者を配置する場合の(7)に代わる施工経験(代要件)

- 専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記 (ア)に代わる施工経験(代要件)は、工事種別が上記2.(2)に示す「電気設備工事」とする。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者資格講 習修了履歴)を有する者であること。
- ④ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了 証を有する者も要件を満たすものとする。
- ⑤ 経常建設共同企業体(甲型)にあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本 工事に配置できることとし、うち1人が上記①及び②の要件を満たしていること。

また、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しく は人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) A等級の者にあっては東北地方整備局管内、B等級の者にあっては秋田県内に本社(本店)、 支店又は営業所が所在すること。

なお、本社(本店)、支店、営業所は、建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に 基づくものとする。

- (10) 経常建設共同企業体(甲型)にあっては、全ての構成員が、(1)、(6)及び(9)の要件を満たしていること。
- (11) 評価対象工事で、平成28年度から令和元年度までに完成・引渡しが完了した電気設備工事 (上記1.(6)⑩の特例を受けるために上記1.(6)⑪(7)又は(4)に定める書類を提出した場合 は、当該書類に記載されている工事を含む。)について、次の要件を満たしていること。
 - 当該工事種別の工事における工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。
 なお、実績がない場合については、工事成績評定点を要件としない。
 - ② 経常建設共同企業体(甲型)にあっては、当該工事種別の工事における当該経常建設共同 企業体(甲型)の工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。当該経常建設共同企業 体(甲型)としての実績がない場合は、当該工事種別の工事における実績がある全てについ て構成員の工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。

なお、当該経常建設共同企業体(甲型)としての実績がなく、かつ構成員の全てが実績を 有しない場合については、工事成績評定点を要件としない。

- (12) 入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより電子入札システムから本 工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は分任支出負担行為担当官の 指定する方法(CD-R等による貸与等)での交付を受けない者は入札に参加することができ ない。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、 国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3.総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の総合評価は、次の①、②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

- ① 施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)
- ② 施工能力等(企業の能力等、技術者の能力等)
- (2) 総合評価の方法
 - 標準点

本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点 100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料(上記(1)②。以下「技術資料」という。)の内容に応じ、上記(1) ①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を 与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は40点とする。

③ 入札価格及び技術資料に係る総合評価 標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値(以下「評価値」 という。)をもって行う。

なお、上記②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

- (3) 落札者の決定方法
 - 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
 - (ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。 (イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札 者を決める。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒020-0023岩手県盛岡市内丸7-25

国土交通省 東北地方整備局 盛岡営繕事務所 総務課

電話 019-651-2015

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)。

交付期間は、別表1.①に示す期間。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1) の担当部局へその旨申し出ること。

(3) 申請書及び確認資料の提出期限、場所及び方法 申請書は、別表1. ②に示す期日までに、確認資料は、別表1. ③に示す期日までに電子入札 システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記(1)に持参、郵送(書留郵便に限 る。提出期限必着。以下同様。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下

同様。)により提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法

入札の締切は、別表1. ③に示す期日。入札は電子入札システムにより行うこと。ただし、 紙入札方式の場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出すること。

開札は、別表1.④に示す日時に東北地方整備局盛岡営繕事務所入札室にて行う。

- 5. その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行盛岡代理店(岩手銀行本店))。 ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 東北地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者 のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 落札者は、上記3.に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。 ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履 行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引 の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その限りで はない。
- (5) 配置予定技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者(専任補助 者を含む)の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の 状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び確認資料の差し替えは認 められない。
- (6) 専任の主任技術者(又は監理技術者)の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者(又は監理技術者)とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能 等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の 変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、

必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により 締結する予定の有無 無。
- (10) 施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.(3)により申請書 及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該 資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13)本工事の競争参加資格に定める支店、営業所が所在することにより競争参加資格を有し、入 札に参加し落札決定の通知を受けた者に落札決定通知後、契約締結前に建設業法に規定する営 業所専任技術者の確認及び営業所の活動実態の確認に関する資料を提出させる場合がある。そ の結果、疑義が生じた場合は、建設業許可部局に情報提供するとともに、建設業法違反の事実 が確認された場合等は、落札決定を取消すとともに、指名停止とすることがある。契約締結後 であれば契約を解除することがある。なお、資料の提出を拒否した場合においても落札決定を 取消す。
- (14) 本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

別表1.本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政 機関の休日)を除く、午前9時から午後6時(電子入札の場合)。又は、午前8時30分から午後 5時15分(紙入札の場合(上記4.(1)の担当部局の受付時間))とする。ただし、申請期限等の 最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに下記までとする。

1	入札説明書の交付期間	公告の日から令和2年8月19日午後2時まで
2	申請書の提出期限	令和2年7月17日午後2時まで
3	確認資料の提出期限及び入札の締切	令和2年8月19日午後2時まで
4	開札日時	令和2年9月9日午前9時45分